

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の施行に伴う
生命倫理専門調査会決定の改正について（案）

平成 26 年 7 月 25 日
総合科学技術・イノベーション会議
生命倫理専門調査会

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の施行に伴い、
以下の生命倫理専門調査会決定を、別紙のとおり改める。

- 「生命倫理専門調査会運営規則」（平成 13 年 4 月 6 日生命倫理専門調査会決定）

以上の措置については、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の施行の日（平成 26 年 5 月 19 日）から適用する。

生命倫理専門調査会運営規則

平成 13 年 4 月 6 日
生命倫理専門調査会
一部改正 平成 26 年 7 月 25 日
生命倫理専門調査会

(専門調査会の運営)

第 1 条 生命倫理専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会長)

第 2 条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

(委員の欠席)

第 3 条 専門調査会に属する議員又は専門委員（以下「専門調査会委員」という。）が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第 4 条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(公開)

第 5 条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第 6 条 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、専門調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。